

港区高齢者家事援助サービスのご案内

日常生活を営むのに支障のある高齢者に、衣類の洗濯、掃除、買い物等の家事援助をするホームヘルパーを派遣し、自立した生活を支援します。

利用できる人

港区民で65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の高齢者のみの世帯の人で

- ①自立判定者（介護認定の未判定者を含む）
 - ②基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」）
 - ③介護認定で「要支援1・2」の人
- ※②、③に該当する人は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを最大限利用している人に限ります。
- ※こ家族の仕事等の理由で、日中、長い時間ひとりになる人についてもご相談ください。

サービス内容

- 衣類の洗濯、掃除、買い物等の家事援助
（詳細は、裏面を参照ください。）



利用時間限度

- 自立・事業対象者・要支援1の人・・・週2時間まで
- 要支援2の人・・・週3時間まで

実施日と時間

- 月曜日～金曜日で9時～17時（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は除きます。）

利用料金

生活保護を受給している人	0円／1時間
住民税非課税の人	120円／1時間
上記以外の人	200円／1時間

サービスご利用にあたって

- 家事援助サービス事業者について
区が決定します。
- 家事援助サービスの利用希望日について
希望の曜日、時間帯があれば、申請時にお申し出ください。
- 利用料金の支払いについて
家事援助サービスの事業者へ直接お支払いください。
- 家事援助サービスの調査について
対象者の状況について、申請の前に高齢者相談センターの職員が訪問し「港区高齢者家事援助サービス事業アセスメント票」に基づき調査し、本事業の利用が必要と認められた場合、ご申請いただけます。
- 利用期間の目安について（自立・事業対象者に該当する人）
サービスの利用開始後、介護認定で「自立」の判定者は利用決定日からおおむね3か月ごとに、事業対象者はおおむね1年ごとに、高齢者相談センターの職員が家事援助サービスに係る調査を実施し、今後のサービス利用について再確認します。
本事業は、一時的に家事等支援が必要な高齢者に対し、自立した生活を送れるよう支援するものです。
長期的に家事支援が必要な場合は、介護認定の申請・区分の見直しを提案する等より適切なサービスをご案内します。
- 家事援助サービスのキャンセルについて
必ず前日までに家事援助サービスの事業者へ連絡してください。

家事援助サービスとして

○ 利用できるもの

✕ 利用できないもの

○ 利用できるもの

○ 洗濯

○ ベッドメイク

○ 日常的な
掃除

○ 衣服の整理
・補修

○ 生活必需品の
買い物、薬の
受け取り

○ 一般的な食事
の準備や調理



✕ 利用できないもの

✕ 食事や服薬の介助

✕ 本人以外の家族の
ための家事

✕ せいしき
清拭や入浴の介助

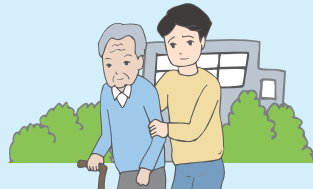
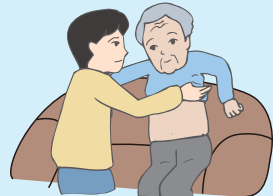
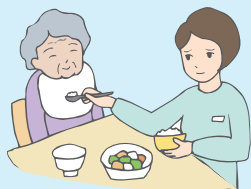
✕ 家具や電気器具などの
移動・修繕、窓ガラス
拭き、床磨き・ワックス
かけ、
大掃除

✕ 着替えの介助や
体位変換

✕ 通院・外出の介助

✕ 排せつの介助

✕ 草むしりや花木の
手入れ



申し込み

申請書に必要事項をご記入いただきます。

申し込み先 各高齢者相談センター



芝地区高齢者相談センター	☎ 5 2 3 2 - 0 8 4 0	FAX 5 4 4 6 - 5 8 5 7
麻布地区高齢者相談センター	☎ 3 4 5 3 - 8 0 3 2	FAX 3 4 5 3 - 6 2 6 9
赤坂地区高齢者相談センター	☎ 5 4 1 0 - 3 4 1 5	FAX 5 4 1 0 - 3 4 1 7
高輪地区高齢者相談センター	☎ 3 4 4 9 - 9 6 6 9	FAX 3 4 4 9 - 9 6 6 8
芝浦港南地区高齢者相談センター	☎ 3 4 5 0 - 5 9 0 5	FAX 3 4 5 0 - 5 9 0 9

詳しい問合せ先は

港区役所 高齢者支援課 在宅支援係
☎ 3578-2400~2406 FAX3578-2419

刊行物発行番号
2025043-3721